# ザ・パスポート

15

帰国者の裁判を考える会

東京都港区新橋2・8・16新橋石田ビル4階　救援連絡センター気付　電話03(591)1301
郵便振替　東京2—39883「帰国者の裁判を考える会」定価200円(送料70円)年12回分3000円

# 泉水さん「旅券法違反事件」小出判決

一九九一年一月一八日　東京地裁

## 判決

本籍　千葉県木更津市桜井四九四番地
住居　東京拘置所在監中
既決囚
泉水　博
昭和一二年三月一〇日生

右の者に対する旅券法違反被告事件について、当裁判所は、検察官西村逸夫出席のうえ審理し、次のとおり判決する。

### 主文

被告人を懲役二年に処する。

### 理由

（犯行に至る経緯等）

被告人は、昭和三五年強盗殺人罪により無期懲役に処せられ、千葉刑務所に服役中、同刑務所管理部長に対する公務執行妨害、傷害事件を起こして刑に処せられ、その後旭川刑務所で受刑していたところ、昭和五二年九月、日本赤軍による日航機ハイジャック事件（いわゆるダッカ事件）の際、犯人側の要求により超法規的措置により身柄を釈放され、その後日本赤軍の構成員に加わって、昭和六一年当時は、山口登と称してフィリピン共和国のマニラで生活していた。

被告人は、同年一〇月ころから、同じくマニラに住み、当時共同事業をするなどして親しく交際していた内間正秀に、他人名義の旅券の取得を依頼し、内間は、この件を更に、かねてより親しく交際していた沖縄県沖縄市で喫茶店を経営する仲島弘和に依頼

していたところ、被告人は、昭和六二年五月ころになり、内間に対し、報酬として旅券を取得するのに必要な戸籍謄本、住民票写し、身分証明書等の書類及び旅券事務所から送られるはがきと引き換えに計三〇万円を支払うことを告げたうえ、三七、八才から四一、二才の男性等の条件で、右書類を用意して提供してくれる者を探すよう依頼し、内間もこれを了承して仲島に伝え、同年六月下旬ころには、右旅券の使用者本人で日本赤軍の構成員丸岡修と仲島が右書類の受渡しをするのに必要な待ち合わせの日時、場所、方法につき、被告人、内間を介し打合せがなされた。仲島は、度重なる内間からの依頼に、明確に承諾の返事はしていなかったものの、遅くとも同年七月初めころまでには右依頼に応じる最終的な決意をし、旅券の名義人となる者を探した後、右打合せにしたがい同月上旬ころ、同県中頭郡中城村喜捨場一四七八番地処在の沖縄シェラトンホテルで、田中と名乗る丸岡と会ったが、右名義人となる者の国民健康保険証が用意できず、あらためて名義人となる者を用意したうえで再度右丸岡と会うこととなった。仲島は同月一一日ころ、知人の伊良波秀男に対し、報酬として一〇万円を支払うことを告げたうえ、旅券の名義人となることを持ちかけ、伊良波も、当時金銭に窮していたことからこれを了承し、同月一三日、伊良波秀男名義の戸籍謄本、住民票の写し、国民健康保険証等を用意し、同県沖縄市上地三二番地の一処在のモスバーガーコザ店で、仲島及び丸岡と会い、右書類等を丸岡に渡し、後日旅券事務所から伊良波宛てに送られてくるはがきについても仲島を介して渡すことを約束した。

（罪となる事実）

被告人は、右のようにして、丸岡修、内間正秀、仲島弘和、伊良波秀男と共謀のうえ、旅券の名義人を偽った一般旅券の発給を受けようと企て、丸岡において、昭和六二年七月一六日、沖縄県那覇市西三丁目一一番二三号処在の沖縄県旅券事務所で、同事務所係員に対し、申請者の氏名は伊良波秀男、本籍は同県中頭郡北谷字吉原五九一番地、生年月日は昭和二八年八月三一日である旨の虚偽の記載をした一般旅券発給申請書（平成二年押第六八八号の1、4）を丸岡の写真二葉及び伊良波秀男において入手した同人の戸籍謄本（同号の6）、住民票の写し（同号の5）等の必要書類とともに提出して、外務大臣に宛て同県知事を経由して、丸岡が右伊良波秀男であるとの外観を呈しかつ主要渡航先を香港とする一般旅券の発給を申請し、そのころ確認のため右事務所から伊良波宛てに送られたはがき（同号の3）を伊良波から仲島を介して受け取り、丸岡において、同月二七日、右事務所において、右はがきを提出して、同事務所係員から、外務大臣の発行した右申請にかかる伊良波秀男名義の一般旅券（旅券番号ＭＨ四六四四五二五）の交付を受け、もって、不正の行為により旅券の交付を受けたものである。

（証拠の標目）

全部の事実につき

一　第三ないし第五回公判調書中の証人内間正秀の各供述部分

一　第七、第八回公判調書中の証人仲島弘和の各供述部分

一　伊良波秀男の検察官に対する各供述部分（謄本）

犯行に至る経緯等の事実につき

一　被告人の当公判廷における供述

一　司法警察員作成の昭和六三年一月二六日付捜査報告書（謄本）及び「処在確認報告書」と題する書面（謄本）

一　司法警察員作成の昭和六二年一二月一日付各写真撮影報告書（謄本）

一　検察事務官作成の前科調書

罪となる事実につき

一　小関利武、内嶺信廣、与那嶺武子の検察官に対する各供述調書（謄本）

一　那覇市長作成の「沖縄県旅券事務所の処在地について（回答）」と題する書面（謄本）

一　押収してある一般旅券発給申請書二通（平成二年押第六六八号の1、4）、一般旅券受領証一通（同号の2）、郵便はがき一通（同号の3）、住民票の写し一通（同号の5）、戸籍謄本一通（同号の6）

（法令の適用）

被告人の右犯行は刑法六〇条、旅券法二三条一項一号に該当するところ、所定刑中懲役刑を選択し、その所定刑期の範囲内で被告人を懲役二年に処し、訴訟費用は、刑事訴訟法一八一条一項但書を適用して被告人に負担させないこととする。

（弁護人の主張に対する判断）

一　公訴棄却の主張について

1　弁護人は、日本赤軍によるいわゆるダッカ事件の際、日本国は、受刑中の被告人に対する保護義務を放棄し、超法規的措置という違法行為により、当時何ら思想的背景なく日本赤軍と無関係であった被告人の身柄を、現に犯罪行為を遂行中の日本赤軍に引き渡しその支配下に置いたもので、右措置により被告人が同様の犯罪行為を要求されることは当然予想できたことであり、日本国は、少なくとも被告人が右超法規的措置の影響下、すなわち日本赤軍の活動の範囲内でなした犯罪行為に対しては、包括的に刑罰権を放棄したものであるから、右行為に対する裁判権を有しない旨主張する。しかしながら、日本国政府による右釈放措置は、人質をとったハイジャック犯人らの要求によりやむを得ずなされた超法規的措置であって、かつそれにとどまるものであり、弁護人の主張するような包括的な刑罰権ないし裁判権の放棄等の法的効果を認めることはできないから、被告人がその後犯した犯罪行為に対し、裁判権のあることは当然といわなければならない。したがって、弁護人の右主張は採用できない。

2　次に弁護人は、被告人のフィリピン共和国における身柄拘束の際、被疑事実及び弁護人選任権を告知されておらず、またそのご被告人が航空機に搭乗した段階で我国の捜査官による逮捕が実質的になされているのに、直ちに被疑事実及び弁護人選任権が告知されていないのであるから、その身柄拘束手続には重大な違法があり、また丸岡修に対する逮捕手続にも重大な違法があり、本件公訴提起は、かかる違法捜査に基づくものであって、無効であるから、公訴を棄却すべきである旨主張する。しかし、そもそも右のような告知を欠いたというだけでその後の公訴提起自体が許されなくなるという筋合のものではないから、右の点に関する主張は、すでに理由がない。のみならず、被告人のフィリピン共和国における身柄拘束は、あくまでも同国の主権に基づき行なわれたものであり、その身柄拘束をもって我国の捜査機関による逮捕と同視することのできないものであることはもちろんであって、その手続の適否がその後の我国における公訴提起等の刑事手続に影響を及ぼすものとはいえない。更に、右航空機への搭乗は同国の強制退去処分の結果であり、我国の捜査官の監視があったからといって、これをもって逮捕といえないこともいうまでもない。そして、被告人は、我国に向け飛行中の航空機内で逮捕状を示され、被疑事実の告知を受けて逮捕され、警視庁に引致後弁護人選任権の告知もされているのであって、所論のように被疑事実及び弁護人選任権の告知につき違法と目すべき点は認められない。他方、丸岡に対する逮捕手続等に所論のような違法があると仮定してみても、共犯者とされる者の一人の逮捕手続に違法があるというだけで第三者である被告人に対する公訴手続まで許されないとすべき理由は何ら存しない。したがって、弁護人の右主張も理由がなく、採用することはできない。

二　内間証言の信用性について

次に弁護人は、本件において被告人の関与を裏付けるものは内間証言のみであり、右証言は被告人と面識のある仲島に対し、本件の依頼者が被告人であることを一切明らかにしていないとするなど不自然かつ不合理な点が多く、仲島の証言などとも重要な部分で矛盾しており、信用できない旨主張している。もとより内間

の証言は共犯者の自白として慎重な判断が必要ではあるが、その内容は大筋において仲島の証言や他の客観的事実とも符号し、弁護人が不自然と主張する点も本件事案の性質にかんがみ格別証言の信用性に影響を与えるものとはいえず、仲島証言との矛盾点なども各証人の記憶のあいまいさの範囲内のものと認めることができ、更に内間がことさら被告人を罪に陥れるような事情も認められないことからすれば、被告人から依頼を受けたとする内間の証言は十分信用に値するものである。よって、弁護人の右主張も採用できない。

三　違法収集証拠であるとの主張について

弁護人は、当公判廷で取り調べた証拠の標目掲記の各証拠物（一般旅券発給申請書その他本件旅券発給申請手続の際関係官庁に提出されていた書類）につき、丸岡修に対する違法逮捕及びこれに基づく旅券等の違法な押収から派生したいわゆる毒樹の果実であって、違法収集証拠として証拠能力は認められない旨主張している（丸岡は当初公務執行妨害の被疑事実により現行犯人として逮捕され、その後に旅券法違反の被疑事実により逮捕勾留されているところ、弁護人は、公務執行妨害による丸岡の現行犯逮捕は事実無根の被疑事実により逮捕した違法なものであると主張する）。しかし、右各証拠物は、丸岡の逮捕に先立つ職務質問の過程で丸岡自身の発現や提示された旅券等の記載から、丸岡の自称氏名、本籍等、旅券の名義人の身上に関する事項が明らかにされている以上、これをもとに、当然にその存在を知りうるものであり、捜査当局が捜査の必要があると判断した段階でこれらの証拠物を保管する官公署からいつでも適法に入手しうるものであって、丸岡の逮捕及び旅券等の押収がなければそれらの証拠の存在を知り得ないものではないから、仮に弁護人の主張を前提としてもいわゆる毒樹の果実にはあたらず、丸岡の逮捕手続及びそれに伴う捜査押収手続の適否に入るまでもなく、いずれも証拠能力を認めることができる。なお、弁護人は、右逮捕押収手続に先行する職務質問自体、要件を欠きかつ当初から丸岡の身柄拘束を目的とするもので違法であると主張するが、第九回公判調書中の証人原武勇、第一〇ないし第一二回公判調書中の証人本田稔の各供述部分及び証人丸岡修の当公判廷における供述によると、職務質問にあたった警察官は、公安犯罪に関係する疑いのある者が到着する旨の情報をもとに張り込みをし、その対象者であることを確認し挙動の観察を続けたうえで、不審者と認めて職務質問に及んでいることが明らかであって、職務質問を妨げる事情は何ら存しないから、その点にも違法のかどはない。したがって、弁護人の右主張も採用できない。

（量刑の理由）

本件は国際的過激派組織である日本赤軍に所属する被告人が、同じく日本赤軍に所属する丸岡修らと共謀のうえ、不正に他人名義の旅券の交付を受けた事案であるが、かかる行為は、目的遂行の手段として重要な意味をもつものであることからして、国内のみならず国際的にも厳しい取締りが要請されているところである。しかも、このような方法により取得された旅券は偽造旅券よりも発見が困難な面があり、本件における取得の方法も巧妙で、当時指名手配中であった丸岡修の使用に供するものとして取得していることからして、その犯情は悪質であるうえ、被告人は本件犯行に積極的な役割を果たし、組織に属しない者をも犯行に加担させて目的を遂げているのであり、被告人には前記の前科もあること、犯行に対する反省の情も認められないことを考え合わせると、その刑責は決してゆるがせにはできないものといわなければならない。弁護人らの指摘するとおり、被告人はハイジャック事件で出国するまでは日本赤軍に同調した形跡は認められないし、出国の意志決定には熟慮する時間的余裕が足りなかったという点は認められるものの、被告人も認めているとおり、自らの判断で出国し、その後自らの意志で右組織に加わり、今日に至っているのであって、本件犯行についても刑責を論ずるにあたり、右指摘

にかかる点をもって有利に斟酌すべき事情とすることはできない。
以上の諸点及び諸般の事情を考慮して、被告人に対し主文の刑に処するのを相当と判断する。

平成三年一月一八日
東京地方裁判所刑事二〇部

裁判長裁判官　小出錞一
裁判官　新穂均
裁判官　山田明

Democratic Palestine, November-December 1990

## 公判日程　丸岡さん

――東京地裁　一時一五分――

五月　八日
　　二七日
六月　一九日
七月　八日
　　二四日

1/9

# 泉水さん「旅券法違反事件」

# 弁護団　弁論（一）

## 一九九〇年一二月七日　東京地裁

弁論要旨

被告人　泉水博

第一　公訴棄却

右の者に対する旅券法違反被告事件につき、弁護人の弁論要旨は次のとおりである。

一九九〇年一二月七日

右弁護人　舟木友比古

同　三島浩司

同　成田弘

同　菅沼昇

同　安田好弘

東京地方裁判所　刑事二〇部　殿

《目次》


Ⅰ　国の超法規的措置による被告人に対する裁判権の喪失

一　ダッカに行くことを決意した際の被告人の意志

①　ダッカ事件当時の被告人の状態／②　被告人とハイジャック犯らとの関係／③　釈放要求に応じることが極めて危険であるとの被告人の認識／④　被告人が決意するまでに認識させられていた事実／⑤　被告人が人質救出のみを考えてダッカ行きを決意したこと

二　国の義務

三　超法規的措置の必要性の不存在

四　国のハイジャック犯らに対する認識＝国家刑罰権の放棄

五　本件公訴事実と超法規的措置との因果関係

六　小括

Ⅱ　捜査手続の違法

一　告知義務違反

二　丸岡修逮捕の違法

三

第二　本件公訴事実について
一　検察官の主張
二　検察官の冒頭陳述及び論告の違法 ――立証予定のない事実に関する冒頭陳述及び証拠に基づかない論告――
①　冒頭陳述における違法／②　論告における違法
三　被告人を有罪とする証拠の不存在 ――内間証言の信用性の欠如と証拠の不十分による無罪――
四　被告人の位置
第三　証拠排除
一　序
二　丸岡逮捕の経過
三　本田、原武証言の分析、検討
①　本田、原武証言の概要
②　本田、原武証言の不合理性
四　証拠排除
①　甲46（数次旅券）
②　甲47内至52（一般旅券発給申請書など）
第四　情状
第五　論告に対する批判
一　本件事件が「日本赤軍」の組織的・計画的な犯行であることを前提としていることの不当性・違法性について
二　論告要旨一九頁以下の「第三　情状関係二」について
三　論告要旨一九頁以下の「第三　情状関係四」について
第六　結語

# 第一　公訴棄却

## I　国の超法規的措置による被告人に対する裁判権の喪失

本件には所謂ダッカ事件における被告人に対する国の超法規的措置という極めて特殊な事情が存するので、日本国が被告人に対して刑罰を課すことは許されないものである。即ち、本件公訴事実記載の被告人の犯行は昭和五二年（一九七七年）に日本国が超法規的措置（超実定法的と言われることもあるが、以下、超法規的措置として用語を統一する）という名の違法行為により被告人をハイジャック犯らに放り出すことさえしていなければ絶対に発生しなかったものであり、右違法行為をなした日本国は被告人に対する関係においてその刑罰権を喪失しているものというべきである。そして、日本国が刑罰権を有しない以上、その国の機関たる日本国裁判所には被告人に対する裁判権はなく、刑事訴訟法第三三八条第一号により公訴棄却の判決がなされなければならない。

### 一　ダッカに行くことを決意した際の被告人の意志

被告人がハイジャック犯らの要求を受けてダッカに行ったのは、断じて自由を求めた逃避ではなく、人質救済のための決死の志願であったのである。このことは以下の事実を総合すれば明々白々であり、これらの事実は弁護人らの立証のメインテーマとして完全に立証され尽くされている。

①　ダッカ事件当時の被告人の状態

ダッカ事件が発生した昭和五二年九月には、被告人は無期刑を既に一六年以上服役して累進処遇の級は二級になっており、仮釈

放の要件も整っていた。従って、千葉刑務所の事件はあったものの、近い将来の仮釈放が期待できる状況にあり、且つ、被告人はそのことを認識していたものである。

もともと、被告人は千葉刑務所では累進処遇一級にまでなり、「もう一年辛抱すれば、出られる（仮釈放）と担当から言われ」るところまできていたものである（第一八回公判・被告人質問調書速記録第三七丁裏）。被告人は千葉刑務所時代には衛生夫をしていたものであるが、このような衛生夫は成績のいい受刑者でなければなれないものである（証人中澤達夫の証人訊問調書速記録第六丁）。その後、被告人は千葉刑務所において後述のとおりの事件を起こし、その結果、累進処遇も降級されたが、それでもダッカ事件時には二級に復帰しており（第一七回公判・被告人質問調書第三丁表）、ダッカ事件の際にも、被告人はそのまま服役して頑張っていればいずれ仮釈放になることはわかっていたのである（中澤証人訊問調書速記録第三二丁裏）。

② 被告人とハイジャック犯らとの関係

被告人はハイジャック犯らが自称していた日本赤軍はもとより、およそ政治運動には無関係且つ無関心であったものであり、従って、ダッカ事件当時、被告人はハイジャック犯らのことを知らず、ハイジャック犯らがどのような考えをもって被告人の釈放を要求しているか全くわからなかったのである。

被告人を千葉刑務所から旭川刑務所に護送する間に長い時間に渡って被告人と話をした中澤証人は被告人が思想的に偏向している様子は全くみられなかったことを明確に証言し、更に、「（赤軍派とのつながりを推測させるようなことは）別に何もありませんでした。面会とか手紙とか、外部接触もありませんし、本人自身の考え方にもそういう傾向はありませんでしたし、それまでは全然、そういう傾向とは無縁の人であるという目で見ておりました」というのであり（中澤証人訊問調書速記録第一〇丁表）、ダッカ事件において、ハイジャック犯らから指名されて思い悩む被告人をみて「泉水被告人がそういう方面に無関係の生活だったので気の毒だなという感じはしました」と証言しているほどである（同速記録第三三丁表）。被告人は「（日本赤軍がどこで活動しているかというような知識は）全くありませんでした。（アラブへ行ったっていうようなことは聞いたが、具体的にどこか）わかりません。（パレスチナがどこかも）わかりませんでした」（第一九回公判・被告人質問調書速記録第五〇丁表）、「（バングラデシュがどこにあるかも）全く知りませんでした」（同速記録第二五丁表）、という状況であり、しかも、だれも日本赤軍について教えてもくれなかったのである（同速記録第二四丁表、五〇丁表）。だからこそ、被告人はハイジャック犯らの要求に応じてダッカに行きはするけれども、日本赤軍はとんでもないことをやるやくざ者とかわらないじゃないかと思っており、日本赤軍に合流する気持ちは微塵もなかったのである（同速記録第五三丁）。

このように、被告人にはハイジャック犯らの要求に積極的に応じる被告人自身にとっての利益は全くなかったのである。

③ 釈放要求に応じることが極めて危険であるとの被告人の認識

被告人はハイジャック犯らの釈放要求に応じてダッカに行くことが被告人にとって利益でないのみならず、極めて危険であることを認識していたものである。

被告人は「人の力になる、人のためになる、そういうことですね。自分の欲得で動くような人間になるなということを教えられ、……そう生きなければならないと、以後そういうふうに務めようとしてきた」（第一九回公判・被告人調書第一〇丁裏）ものであるから、後述のとおり、ハイジャック犯らの要求に応じるかどうかは専ら人質の救助ということで思い悩んでいたものであるが、それでも「ああ、もうこれでおしまいかもしれない」と、すなわ

ち、「（日本赤軍に）へたをすれば殺されることになるかもしれない」という思いもあったのである（同速記録第五一丁裏ないし五二丁表）。また、ダッカに行く直前に被告人と面会した被告人の実兄泉水和夫も被告人に、この面会した九月三〇日を被告人の命日だと思ってあきらめると言っているのであって、被告人及びその兄がハイジャック犯らの要求に応じてダッカに行くことには殺される危険があると認識していたことは明らかである。

④　被告人が決意するまでに認識させられていた事実

被告人はハイジャック犯らの要求に対する回答を一人でみつけなければならなかったにもかかわらず、限られた情報しか得られず、極めて不十分な考慮時間しか与えられなかったものである。その中で、被告人がハイジャック犯らの要求に応じてダッカに行くことを決意したのは、ハイジャック犯らが人質を取っており、人質を助けるためには自分がその交換要員としてダッカに行かざるをえないと信じたからに他ならない。

旭川刑務所において受刑中であった被告人は昭和五二年九月二九日、突然刑務所長らから呼び出され、刑務所長から「日本赤軍が日航の飛行機をハイジャックして沢山のと言ったか、大勢のと言ったと思うんですけれども、大勢の乗員と乗客を人質にして、インドの先のバングラデシュという国のダッカ空港に現在いると、そして、日本赤軍は、日本政府に対して君の釈放を要求しており、その要求が容れられなければ乗客を殺すと言っています」との話がなされ、被告人に対し、釈放を希望するかしないかを問われたのである。突然の話であり、内容もよく判らない被告人は所長に対して質問をしたが、要領を得た説明がなされることなく、考える時間も被告人の一生の問題であるのにわずか一時間前後しか与えられなかったのである（第一九回公判・被告人質問調書第二二丁裏ないし二八丁）。被告人が一番知りたいと思っていたことは被告人が応じないことによって人質はどうなるかということであったが（同速記録第三一丁裏）、そのことについての説明を受けることもできなかったのである（同速記録第三三丁裏ないし第三四丁表）。しかし、被告人は少なくともハイジャック事件で乗客乗員が人質になっていること及び人質を取っているハイジャック犯らが被告人の釈放を要求していることを知っていたのであるから、常識としてハイジャック犯らの要求に応じない場合どうなるかということは被告人も理解せざるをえなかったのである（中澤証人の証人尋問調書速記録第一九丁）。なるが故に、被告人は乗客乗員を心配して思い悩んでいた（同速記録第一九丁裏ないし二〇丁表）のであり、被告人から個人的に相談を受けた中澤管理部長自身も「私自身にも泉水被告をどうすべきであるというふうな考えがまとまるゆとりがある状態ではございませんでした。したがって私は泉水被告人に対してこれはたいへん重大な事柄なので、かわいそうだけれどもこのことについてだけは助言してやることはできない。よく自分で考えて判断し、自分自身で決めなさい」としか回答できなかったのである（同速記録第一八丁）。もし被告人が刑務所生活からの脱出という考えで質問していたならば中澤管理部長は釈放要求に対して否定的な助言を与えたはずである。

⑤　被告人が人質救出のみを考えてダッカ行きを決意したこと

既に①ないし④の事実から、被告人が供述するとおり「（被告人が承諾しないと人質が）殺される、危害を加えられる、そういう可能性があるということですから、それに対して、それなら自分が行って、たとえ一人でも助かるんなら、承諾すべきだと思った」（第一九回公判・被告人質問調書速記録第三八丁）からダッカに行くことを決意したこと、即ち、被告人が人質を救出することのみを目的としてハイジャック犯らからの要求に応じたことが明らかであるが、更に、その後の経緯からも右事実が裏付けられるので以下に列挙する。

i　被告人は旭川刑務所から東京拘置所に移送される際に、旭川刑務所の刑務官から怒鳴られたり、あるいは厭味を言われたりしておらず、中澤管理部長とは別の部長からも「元気でやれよな、と声をかけられ」（第一九回公判・被告人質問調書速記録第四四丁表）たのである。これは、旭川刑務所の刑務官らが、人質のために思い悩み、人質のためにダッカに行くことを理解していたからにほかならない。そうでなければ、刑務官から手続外の理由で刑務所から出ていく受刑者に対し右のような言葉がかけられるはずがないのである。

ii　他方、東京拘置所に移送されてからの被告人に対しては、職員らが入れ替り立ち替り行かないよう言いに来たのである。しかし、その言い方は被告人が所謂シャバに出たくてハイジャック犯らの要求に応じたものと誤解しての説得であったため、被告人は全くそれらの説得により考えを変えることもなかったのである。もし、逃亡目的であったとすれば、被告人は死刑囚ではないから、「外国に行ったって、言葉はわからないし、いったいどうするんだと、生きていくことだってできなくなるじゃないか」（第一九回公判・被告人質問調書速記録第四八丁裏）といった話に耳を傾けざるをえなかったはずである。被告人が全く右のような説得に耳を貸さなかったことは、被告人は逃亡して自由になるなどとはおよそ考えていなかったことの証左である。

iii　その後、羽田空港に行ってからも法務省関係者と思われる者から考えを変えるように言われたが、その際には、東京拘置所のときとはニュアンスが変わり、「おまえが行って、本当に人質の人を助けられると思っているのかということだとか、それから、それに関連したことですね。……一番最後に思い上がるなという、いわゆる罵声ですね、を浴びせられました」という話であり、被告人が公判廷で供述しているとおり、最後の段階では被告人の意志、考え方が政府関係者にも理解されたために、説得の仕方が変わり、説得不可能となると、被告人が人質を助けようとしていることに対して「思い上がるな」との罵声を浴びせたのである。このような国の態度からも被告人の考えを理解することができる。（なお、ここにおいて認識されるべきは、ハイジャック犯らの要求に対して内閣は当初から人質解放を最優先に考えて要求に応じる方針を出していたが、一人検察庁だけはこれに反対して要求に応じないという強気な意見を出しており、釈放指揮書にも検察官は署名せず、法務省においてこれを作成したということである。旭川刑務所の対応と東京の政府関係者では対応が異なるのはこのようなことが原因ではないかと推測される。）

iv　被告人は釈放時に東京拘置所において作業賞与金及び傷病者手当金合計三〇数万円を受領したが、被告人は端数の金員を所持した以外は全部被告人の姪に送金することを知り合いの刑務官に依頼し、右端数の金額のみしか所持せずにダッカに向かったのである（第二〇回公判・被告人質問調書速記録第五丁）。これは逃亡犯人の態度ではない。逃亡しようとしている者であれば逃亡資金として金だけは必ず身につけて行くはずだからである。被告人の右態度は死を覚悟した者の態度であり、まさに被告人が人質救出のために死を覚悟していたことを物語る行動なのである。

v　被告人は人質交換がなされてハイジャック犯らと会ったらまず「私は人質の身代りとして来たので、私の身柄はあくまでもあなたたちに預けますから、人質は無事釈放してほしいと、その約束を守ってほしいということを交渉するというか、相手と話し合う、それを目的とし」ていたのであり（第二〇回公判・被告人質問調書第一三丁）、実際に人質交換後はハイジャック犯らにリーダーに会いたい旨伝え、予定どおり、被告人はリーダーに対して「私の身柄は預けますから、人質となっている乗客及び乗務員を釈放してほしい」と申し入れたのである（同速記録第一六丁）。

## 一　国の義務

国は受刑者に対し、その自由を拘束するが、他方、社会復帰のための教化改善をなす義務を負っている。右義務は受刑者の改善による社会防衛義務と受刑者に対する保護義務が包摂されているというべく、後者の中には当然に受刑者に対する安全配慮等の義務があることはもちろんである。国の被告人に対する教化改善義務には当然に保護義務が附帯することは論を待たない。しかも被告人は一六年以上の受刑生活の中で真摯に厚生に務めていた受刑者であったことは中澤証言（中澤尋問調書速記録第六丁ないし八丁）からも明らかである。国の超法規的措置は右義務の放棄以外のなにものでもありえない。

国は本来であれば、その拘束下にある被告人をいかに保護すべきかを判断すべきであるにもかかわらず、みずからその義務を放棄し、のみならずハイジャック犯らからの要求に対して国としての判断からも逃避して、一人被告人にその判断を委ねて（同速記録第二九丁表）、その責任を回避せんとしたのである。被告人の意志を確認すべく被告人と話をした旭川刑務所前林勇所長及び同席した中澤達夫管理部長自身において、被告人がどのような結論を出したほうがいいかについてなんらの指示もされておらず、したがって、どのように助言したらいいかも全く理解しておらず（同速記録第三一丁）、乗客乗員らを心配する被告人が助言を求めたにもかかわらず、国はなんらの助言を与えることすらできなかったのである（同速記録第一七丁裏ないし二〇丁表）。しかし、国はハイジャック犯らの要求に対しては、およそ被告人の意志を確認するまでもなく、手続上そのような措置はできない旨回答することができたのであり、国は被告人に対してそのように回答し、あるいはその他の方法により被告人を保護すべき義務があったのである。

## 二　超法規的措置の必要性の不存在

右の国の義務放棄がハイジャックの人質救助のための緊急避難とみることもできない。国がなした被告人に対する超法規的措置は必要がなかったからである。刑務所はニュースを流しており（中澤証人尋問調書速記録第一二丁裏）、（規制することじたいは別途の憲法上の問題があることは別として、通常の運営として）受刑者らに知らせるニュースを規制できたし、現実にダッカ事件でもハイジャック犯らの釈放要求については編集ニュースでカットしていたのである（同速記録第一三丁表）。このように、国は被告人に対してダッカ事件において被告人が指名されたことを伏せておくこともできたのであり、また伏せなくとも、およそ国は法に定めのない釈放手続はできないのであるから、被告人に意志確認をする必要もなかったのである。受刑者の知人らが国に突然釈放を要求したからといって一々刑務所において本人の意志を確認するはずがないのである。他方、ハイジャック犯らには被告人の意志を確認する手段がないことは明らかであったし、被告人は全くハイジャック犯らとは無関係の一般刑事事件の受刑者であったから、被告人がハイジャック犯らの要求に応じなくとも疑われることはなかったはずだからである。

なお、従来議論されていた緊急避難の侵害される法益は犯罪者を釈放することにより失われる社会防衛という社会法益であり、安全な場所から極めて危険な場所に放り出される被告人の人権の面にはなんらの考慮すら払われていない。被告人は生命・身体の重大な危険を負担したのみならず、更生し社会復帰する権利を奪われたのである。まず、被告人の法益侵害が許されるかを考察しなければならないのである。

このように国のなした超法規的措置を正当化する合理的理由はなんら認められず、違法行為であることは明らかである。

（以下次号に続く）